

年間パスポート延長措置のお知らせ

新宿御苑では、デング熱の感染拡大を防ぐため、9月7日より閉園としておりましたが、蚊の捕獲調査等の結果、園内の安全が確認されましたので、10月17日より開園いたします。

年間パスポートをお持ちのお客様につきましては、**閉園しておりました40日分の期間を延長**する措置をとらせて頂きます。

1. 対象

有効期限が**平成26年9月7日から平成27年9月5日まで**の年間パスポート

2. 延長期間

年間パスポートに印字された有効期限から40日間

(例) 有効期限が平成26年9月7日の年間パスポート

⇒40日後の平成26年10月17日までご入園頂けます

3. 手続き

延長措置のための**手続きは不要**です

入園の際は、各門の職員にハッキリと提示し、確認を受けてから入園してください。

4. 注意事項

- ① 年間パスポートの再発行は行いません。
- ② 年間パスポートの換金、払戻、返金は出来ません。
- ③ 延長後の期限を追記する場合、元の有効期限がわかるようにしてください。
- ④ 高校生及び小人用「年間パスポート」の有効期限は、高校及び中学校卒業後の3月末日までのところ、40日後の5月10日までに延長されます。延長期間中は、年間パスポートを提示することによりご入園頂けます。
- ⑤ 下表左欄の有効期限に該当する方は、延長後の有効期限が特別開園期間（3月25日～4月24日及び11月1日～11月15日）中となります。その間は年間パスポートの発行は中止しているため、続けて年間パスポートの発行を希望する方は、特別開園期間の前後にお申し込みください。

印字されている有効期限	延長後の有効期限
2014年9月22日～2014年10月6日	2014年11月1日～2014年11月15日
2015年2月13日～2015年3月15日	2015年3月25日～2015年4月24日